第　２条　会長が欠けた場合は、副会長の互選により副会長が昇格する。任期は前任者の残りの期間とする。

第　３条　会長以外の役員に欠員ができた場合は，運営委員会でこれを補充する。任期は前任者の残りの期間とする。

第２章　学級委員及び学級代表の選挙と就任

第　４条　学級委員の定員は、２名を原則とし毎年４月該当学級が承認する。

第　５条　学年学級委員会の委員長は６年生の会員から選出する。

１．子供会育成委員会との申し合わせ事項

学年学級委員会の委員長（補欠１名を含む）は子供会育成委員及びＰＴＡ地区委員の選出前に新６年生の会員から選出する。

２．運営委員会での申し合わせ事項

各地区で子供会育成委員やＰＴＡ地区委員が内定していても学年学級委員長（補欠１名を含む）を優先する。

３．平成１１年３月運営委員会にて新規（平成１１年３月６日）

学級委員の選出基準は、代表委員会において改正できる。

４．平成１２年３月運営委員会にて新規（平成１２年３月４日）

新６年生が１クラスの場合に限り、学年学級委員長の補欠（新６年生副学級委員）は学年学級委員会に所属する。

５．学年学級委員会の副委員長は子育て広場長を兼務する。

第　６条　学級委員及び学年委員長の任期は１年とする。

第３章　役員の任務

第　８条　会長の任務は次のとおりである。

１．本部役員会、総会、運営委員会、代表委員会を招集し、これを司会する。

２．外部に対して本会を代表する。

３．地区委員、学級委員、学年長、専門委員長（対象副委員長）及び委員、臨時委員会の委員長及び委員を委嘱する。

第　９条　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。

第１０条　書記の任務は次のとおりである。

１．総会及び運営委員会の議事を記録する。

２．諸種の記録・通信・その他の資料を保管する。

３．会長の指示に従って、本会の事務通信を行う。

第１１条　会計の任務は次のとおりである。

１．総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

２．総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

３．本会の財産を保管する。

第４章　総　会

第１２条　総会の内容

総　　会　各役員の報告及び紹介、前年度の事業・決算報告及び承認、新年度事業計画案及び予算案審議、その他重要事項

臨時総会　その都度提案された事項

第５章　学年学級委員会

第１３条　学年学級委員会は次の活動をする。

１．学級会員と連携し合い、よき学級環境の醸成に努める。

２．児童のよりよい成長を願う学級懇談会等の運営に努める。

第６章　専門委員会及び臨時委員会

第１４条　専門委員会として次の会をおく。

前記の学年学級委員会の他に、研修委員会、校外生活委員会、広報委員会

第１５条　専門委員には、各地区より選出された地区委員と各学級委員があたる。

第１６条　専門委員長及び委員の任期は１年とする。ただし、再任してもよい。

第１７条　臨時委員会委員及び委員長は、必要の都度、運営委員会の推薦したものを会長が委嘱する。ただし、任期を終了するとともに解散する。

第１８条　研修委員会は次のような活動をする。

１．本会の趣旨の説明につとめ、常に会員の関心等について理解するよう努める。

２．会員が教育についての識見をより高めるとともに、一般教養の向上と文化活動の助長を図る。

３．ＰＴＡ文庫を管理し、会員の教養の向上